

北方領土問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年六月十日

水野賢一

参議院議長 山崎正昭殿

北方領土問題に関する質問主意書

一 昭和二十年の終戦時の北方四島（択捉島、国後島、歯舞群島、色丹島）のそれぞれの島の人口について、示されたい。

二 現在の北方四島の人口は、それぞれの島においてどの位と推定しているのか、政府の見解を明らかにされたい。

三 「歯舞諸島」という表記と「歯舞群島」という表記が混在していたので、政府として数年前に「歯舞群島」に表記を統一すると決めたとの報道があるが、そうした事実はあるのか。

四 南樺太と千島列島（ウルップ島以北を指す）の帰属に関して、未定との政府の立場は変わっていないと理解してよいのか。

五 かつて国会で北方領土や竹島がそれぞれロシア、韓国の支配下にあることに関して、「不法占拠」と表現すべきか「法的根拠がない」と表現すべきかが議論されたことがある。北方領土と竹島の現状に対して「不法占拠」と認識しているのか、政府の認識を明らかにされたい。

六 政府は、北方四島にロシアの軍隊が駐留していると認識しているのか。また、歯舞群島にロシアの国境

警備隊が駐留しているとされるが、これは軍の一部と認識しているのか、政府の認識を明らかにされた
い。

七 日本国民がロシアのビザを取得した上で、北方領土に入域する例は確認されているか。確認されている
場合には、当該事例について望ましいことと考えるか、政府の見解を明らかにされたい。

八 近年、北方四島の住民に対する支援はどのようなことを実施しているのか、示されたい。

右質問する。